

名 称 : 公益財団法人 大阪府危険物安全協会

基本財産 : 1,000万円

所在地 : 〒556-0017 大阪府大阪市浪速区湊町1丁目4番1号 OCATビル4階

Tel 06-7507-1169 Fax 06-7507-1470

E-mail : anzen@osaka-safety.or.jp

当協会の事業内容

● 啓発活動

消防法で定める危険物は、その物性が非常に不安定なため、取り扱いを間違えると大きな事故に発展しかねません。

当協会では、危険物を取り扱っている事業所にその取扱い方法を各種講習会と当協会発行の機関誌でお知らせしています。

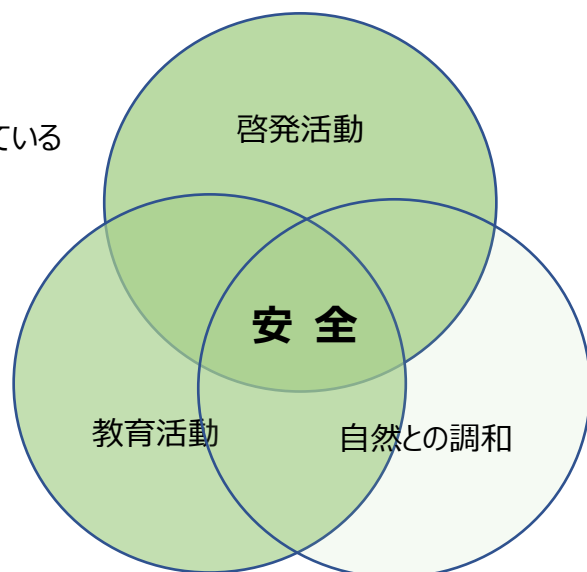
また、危険物の安全な取り扱いや自主保安体制を確立されている事業所や危険物取扱者に対しての表彰制度もあります。

● 危険物取扱者の養成と教育

消防法上の危険物は、国家資格の危険物取扱者免状を持っている者だけが取り扱いを許可されています。

当協会では、その免状取得を最短で取得できるよう試験準備対策の講習として「危険物取扱者養成講習」を開講し、多くの合格者を出しています。

また一旦、危険物取扱者免状を取得され、危険物に関わる仕事に従事されていますと約3年に1度は、法令の改正や災害事象の見聞のため「危険物取扱者保安講習」を受講することが消防法で定められています。当協会は、この保安講習を大阪府の委託を受け開催しています。



当協会の沿革

昭和18年7月1日

危険物が関係する火災や爆発事故が多発することを受けて業界内での自主防災を目的に前身となる「大阪府危険物品協会」が大阪府指導のもと設立されました。

その後、大阪府下の各市においても同様の〇〇市危険物品協会がいくつか設立され、大阪府危険物品協会も活動範囲を大阪市内に限り、名称も「大阪市危険物品協会」に変えて活動していた時期がありました。

昭和25年7月1日

「大阪府危険物品協会連合会」として、再び大阪府下での事業が統一されました。

昭和48年には、法制化された危険物取扱者保安講習を大阪府の委託を受け開始しました。

昭和52年11月1日

「財団法人 大阪府危険物安全協会」が発足し、「大阪府危険物品協会連合会」の事業が引き継がれました。その後、平成24年9月3日に現在の公益財団法人に移行しました。

